

## ■別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

### 1. 国内旅行に係る取消料

区分
一 次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合
二 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。）
イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからへに掲げる場合を除く。）
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合
三 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約

備考：(一)取消料の金額は、契約書面に明示します。(二)本表の適用「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。(三)べき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券の額を、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券の額とする。

## 2. 海外旅行に係る取消料

区分
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集注型企画旅行契約
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからニに掲げる場合を除く。）
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合
二 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されたもの（次項に掲げる旅行契約を除く。）
イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。）
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ハからホまでに掲げる場合を除く。）
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（二及びホに掲げる場合を除く。）
二 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合
三 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（二及びホに掲げる場合を除く。）
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）
二 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合

四 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約

注：「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十  
備考：(一)取消料の金額は、契約書面に明示します。(二)本表の適用  
「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。(三)  
うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空  
されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時

取消料
-----

旅行代金の20%以内
------------

旅行代金の30%以内
------------

旅行代金の40%以内
------------

旅行代金の50%以内
------------

旅行代金の100%以内
-------------

航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契  
並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料そ  
取消料等」といいます。) の条件 (以下「航空券取消条件」といいます。) 及び

旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消 料等の額。(以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。) 以内
--

旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以 内
---

旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以 内
---

旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
---------------------------------------

旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
---------------------------------------

旅行代金の100%以内
-------------

当該船舶に係る取消料の規程によります。
---------------------

引に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する  
 三)第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払う  
 券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額さ  
 航空券取消料等の額として取り扱います。

**取消料**

1) (次項及び第四項に掲げる旅行契約を除く。)

旅行代金の10%以内

旅行代金の20%以内

旅行代金の50%以内

旅行代金の100%以内

消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型  
 ること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示

旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内

旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内

旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内

旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内

旅行代金の100%以内

旅行代金の20%以内

旅行代金の50%以内

旅行代金の80%以内

旅行代金の100%以内

当該船舶に係る取消料の規定によります。

七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。

月に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する  
三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払  
航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額  
の航空券取消料等の額として取り扱います。